

## 令和5年度社会福祉法人指導監査結果

### 《法人運営について》

- 役員を選任について、法第44条第4項及び第5項に定める者であることが明確になるよう、提案方法（議案の候補者名簿等）を改め、議事録に記録すること。【ガイドライン I-4-(3)-2、I-5-(2)-3】

#### 【解説】

理事には、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設を設置している場合は、当該施設の管理者」が、監事には、「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」が含まれなければなりません。

これらは、役員の適格性を審議する上で重要な情報であることから、選任手続において、該当する要件の区分を明確にする必要がありますので、提案する役員候補者の名簿には当該区分を明記し、議事録にも記録してください。

- 理事会の決議があったとみなされる場合において、理事長から同意の意思表示を示す書面が徴取されていなかった。理事会の決議があったとみなされるのは、理事（当該提案について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときとされるため、確実に書面等を徴取すること。【ガイドライン I-6-(1)-2】

#### 【解説】

理事会の決議があったとみなされる場合、特別の利害関係を有するため決議に加わることができない場合を除き、提案者を含む理事全員の同意が必要となります。（法第45条の14第9項の規定により準用される一般法人法第96条）

- 理事会の決議事項とされている「役員のために締結される保険契約の内容の決定」が、理事会で決議されていなかったため、決議を受けること。【ガイドライン I-6-(1)-2】

#### 【解説】

令和元年度の会社法の一部改正に併せて法が改正され、役員等（理事、監事又は会計監査人）のために締結される保険（以下「役員等賠償責任保険」という。）の

契約の内容の決定は、理事会の決議によらなければならないものとされました。

(法第 45 条の 22 の 2 の規定により準用される一般法人法第 118 条の 3)

役員等賠償責任保険に加入する場合は、理事会の決議後、契約を行ってください。なお、契約の更新や契約内容の変更時にも決議が必要になります。

## 《会計について》

- 社会福祉法人の支出は、社会福祉事業に直接関連があるものに限られることから、社会福祉事業で得た収入を、業務との関連性が薄いものへ支出しないこと。また、一部の役員、評議員、職員への特別の利益の供与となる支出を行わないこと。【ガイドラインⅡ-2-1、Ⅲ-4-(1)-1】

### 【解説】

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立され、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けており、社会福祉事業の収入の用途は限定されていることから、業務との関連性が薄いものへの支出は法人外への資金流出となるため認められません。

また、評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して、特別の利益を与えてはならないこととなっています。「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいいますが、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化が求められていることに鑑み、利用者を始めとして広く一般に明確に説明ができる内容であるかで判断をしてください。

- 指摘事項における略称は次のとおりです。

法：社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)

ガイドライン：「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427

第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長連名通知)別紙「指導監査ガイドライン」